

議第54号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。		
種類	1件につき	件数区分等	種類	1件につき	件数区分等
(1)の部・(2)の部 (略)			(1)の部・(2)の部 (略)		
(3)の部～(6)の部 (略)		1枚をもって 1件とする。	(3)の部～(6)の部 (略)		1枚をもって 1件とする。
(7) <u>個人番号 カードの再 交付</u>	800		(7) <u>削除</u>		
(8)の部～(17)の部 (略)			(8)の部～(17)の部 (略)		
(18)の部～(59)の部 (略)			(18)の部～(59)の部 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。